

品質管理システム概要書(2023年1月24日現在)

監査事務所名 丸の内監査法人

代表者名 須永 真樹

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

当監査法人は、品質管理に関する適切な方針及び手続を定めており、総括代表社員が、品質管理のシステムに関する最終的な責任を負っております。また、品質管理担当責任者は、品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負っております。業務執行社員は、品質管理システムに準拠して監査を実施する責任を負っております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人では、不正リスクに留意して品質管理に関する方針及び手続を定めております。また、不正リスクに関する品質管理に関するシステムに関する責任についても、総括代表社員が最終的な責任を負っております。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理の遵守

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が関連する職業倫理に関する規定を遵守することを合理的に確保するために日本公認会計士協会が定める倫理規則に基づき、職業倫理の遵守に関する方針を定めております。

(2) 独立性の保持

当監査法人は、当監査法人及び専門要員が独立性の規定を遵守していることを確認するために、独立性に関するチェックリストを用いて、当法人及び専門要員の独立性を確認する手続を実施しております。また、独立性を阻害するような状況や関係が識別された場合には、これに対する適切な措置を講じることとしております。

(3) ローテーションの方針及び手続

当監査法人は、大会社等の監査業務については、監査責任者、審査担当者及び該当する場合にはローテーションの対象となるその他の者に対して倫理規則等で定める一定期間のローテーションを義務付けております。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当監査法人は、被監査会社に対する独立性、被監査会社の規模、事業内容、財政状態及び経営成績、経営者の誠実性等を総合的に評価し、その評価結果をもとに承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。

【不正リスクへの対応】

監査契約の新規締結及び更新においては、不正リスクを考慮して監査契約の新規締結及び更新に伴うリスク評価を行い、承認手続を経て、監査契約の新規の締結及び更新の可否を決定しております。

4．専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

(1) 専門要員の採用

当監査法人は、監査業務を遂行するために必要とされる適性と能力を備えた誠実な人材であるかを確認した上で、総括代表社員が承認する体制としております。

(2) 専門要員の教育・訓練

当監査法人は、監査実施者の適性及び能力を高めるため、教育・研修の実施を行っております。また、日本公認会計士協会による継続的専門研修制度であるCPEの必要単位を取得することを義務付けると共に、必要に応じて集合研修を行うこととしております。

(3) 専門要員の評価

当監査法人は、監査業務の品質、監査実施者が能力を高め維持すること及び職業倫理の遵守の観点から監査実施者を評価しております。

(4) 専門要員の選任

当監査法人は、監査チームの選任は、各人の独立性の遵守状況、必要な経験、能力、監査時間の確保という事項を踏まえ、公正な監査を実施するために必要な人材を確保するという観点から実施しています。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務の実施に際して、すべての専門要員が必要な不正事例に関する知識を習得し、能力を開発できるよう、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供しております。

不正リスクが高いと評価された場合には、不正に関する知識や豊富な経験を備えた専門要員を選任し、監査チームを編成します。

5．業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当監査法人は、職業的専門家としての基準及び法令等を遵守して監査を実施するために、当監査法人の監査業務の実施に係る方針及び手続を定めています。

修を実施しております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスクに適切に対応できるように、「監査における不正リスク対応基準」等を監査業務の実施に係る方針及び手続に反映しています。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当監査法人は、専門性が高く、判断に困難が伴う重要な事項や見解が定まっておらず判断が難しい重要な事項に関しては、監査チーム内で十分な検討を行うこととし、必要に応じて、当法人内外の専門的な知識、経験等の保有者へ問合せを行い、入手した見解を検討することとしております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、当監査法人内外の適切な者から専門的な見解を得ることとしております。

(3) 審査の方針及び手続

当監査法人は、監査チームが行った監査手続、監査上の判断及び監査意見の形成を客観的に評価するため、審査担当者による監査計画並びに監査意見形成のための監査業務に係る審査を行っております。なお、当監査法人は、審査が完了するまで監査報告書を発行しない方針であります。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合、及び不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合には、社員会による審査を実施することとしております。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当監査法人は、監査チーム内、専門的な見解の問合せの助言者との間又は業務執行社員と審査担当者との間で、監査上の判断の相違が発生した場合には、業務執行社員は、監査上の判断の相違を解決するための適切な措置を取り、業務執行社員は審査担当者に事前相談を行うこととしております。業務執行社員と審査担当者との間の監査上の判断の相違が解決できない場合には、品質管理担当責任者は、当法人内外の適切な専門的な知識及び経験等を有する者に専門的な見解の問合せを行い、監査上の判断の相違を解決することとしております。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当監査法人では、監査調書は、その最終的な整理期限は、当該業務に含まれるいずれか遅い監査報告書日から起算して60日以内としております。また、監査調書の保存期間は、原則として10年としております。

6 . 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当監査法人では、品質管理のシステムの監視については、品質管理担当責任者が担当し、個別の監査業務の実施状況を定期的に検証することとしております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用される監査業務について、監査業務における不正リスクへの対応状況について、定期的な検証により、該当する監査業務が当監査法人の品質管理の方針及び手続に準拠して実施されていることを品質管理担当責任者が確かめることとしております。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

当監査法人は、品質管理のシステムの監視によって不備が発見された場合、必要な是正措置を講じており、業務執行社員その他の適切な者に対して、発見された不備とこれに対する適切な是正措置を伝達しています。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当監査法人は、当法人内外からもたらされる情報に適切に対処することを合理的に確保するために、不服と疑義の申立てに関する方針及び手続を定めております。

【不正リスクへの対応】

当法人内外からもたらされた不正リスクに関する情報については、適時に監査責任者へ伝達し、監査の実施において当該情報をどのように検討したかについて、品質管理担当責任者へ報告することとしております。

7 . 監査事務所間の引継の方針及び手続

当監査法人は、監査人の交代に際して、監査基準委員会報告書第900号「監査人の交代」に準拠し、前任の監査事務所から十分な情報を入手し、又は後任の監査事務所に十分な情報を提供することとしております。

【不正リスクへの対応】

当監査法人は、不正リスク対応基準が適用となる監査業務に関して、監査責任者は、監査人の交代に際して監査チームが実施した引継の状況について、品質管理担当責任

者へ報告されていることを確認することとしております。

8 . 共同監査の方針及び手続

当監査法人は、共同監査の監査業務の品質を合理的に確保するための方針及び手続を品質管理規程に定めております。

9 . 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

該当事項はありません。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。